

最終更新日：2007年6月29日

かどや製油株式会社

代表取締役社長 小澤 二郎

問合せ先：取締役専務執行役員 水戸 優

証券コード：2612

<http://www.kadoya.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の経営の基本方針は株主重視であり、監査役制度を採用して、法令および内部規程類を遵守し、各役員が経営情報を共有することで、経営監視が有効に機能する運営を行っております。また、顧問弁護士等社外専門家の助言を取り入れ、経営に法的統制が働く仕組みを構築しております。

また、当社は、適時開示を行い、積極的なIR活動や会社説明会を通じて株主、投資家に「開かれた、透明感のある企業」として認識していただくよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	2,100,000	22.34
三菱商事株式会社	2,100,000	22.34
小澤物産株式会社	1,551,000	16.50
日清食品株式会社	300,000	3.19
国分株式会社	300,000	3.19
伊藤忠商事株式会社	300,000	3.19
ザバンクオブニューヨークノントリーティージャスデックアカウント	265,700	2.82
ベアスターンズアンドカンパニー	210,100	2.23
小澤 享	100,000	1.06
日本山村硝子株式会社	100,000	1.06

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック
決算期	3月
業種	食料品
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
逸見信彦	他の会社の出身者		○	○		○				

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
逸見信彦	—	経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

毎月1回開催される取締役会に出席し、必要に応じて提言及び助言などを受けております。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人とは、意見の交換、情報の聴取等を行い、必要に応じて監査に立ち会うなど連携を保っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
川上 三知男	弁護士				○					
伊藤 良一	他の会社の出身者		○	○		○				
垣内 威彦	他の会社の出身者		○	○	○	○				

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
川上 三知男	—	弁護士として法的な専門知識と経験を有し、客観的な立場から当社の経営を監査していただくため。
伊藤 良一	—	豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識を当社監査体制の強化に活かしていただくため。
垣内 威彦	—	豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識を当社監査体制の強化に活かしていただくため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

—

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	その他
-------------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

役員報酬は業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入はしていませんが、役員賞与については業績を勘案して実施しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書（事業報告）
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

第 50 期(2006 年4月1日～2007 年3月 31 日)における取締役を支払った報酬等の総額

【区分】	【支給人員】	【支給額】
取 締 役	8 名	168 百万円
(うち社外取締役)	(1 名)	(5 百万円)

※取締役の報酬限度額は、平成 18 年6月 29 日開催の第 49 回定時株主総会において、年額 300 百万円以内と決議いただいております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

—

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

1. 業務執行・監査の状況

(1) 取締役会等について

取締役会は、取締役8名で構成され、月1回の定例取締役会、必要に応じて臨時の取締役会を開催するほか、社長主催のもと常務以上の役員からなる経営会議を月1回開催することで重要案件について、迅速・適切な意思決定を行っております。8名の取締役のうち1名は、社外取締役で非常勤であります。

なお、平成 15 年6月 27 日より、取締役会の機能を強化すると共に、責任の所在を明確にし、業務執行のスピードを速めるために、執行役員制度を導入し取締役を減員しております。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、社長直属の監査室を設置し、その人員は1名であり、監査計画に基づき定期的に内部監査業務を執行しております。

また、監査役監査につきましては、当社の監査役会は、4名の監査役のうち3名は社外監査役で構成され、監査役は取締役会に出席し意見を述べると共に、業務の進行状況を十分把握の上、業務監査及び調査を行っております。

2. 会計監査の状況

会計監査につきましては、監査法人トーマツと監査契約を締結しており、監査法人及びその業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。当期において業務を執行した公認会計士は以下の通りです。

指定社員 松野雄一郎、吉村孝郎

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、会計士補等4名、その他1名です。

なお、会計監査人の解任または不再任の決定方針につきましては、当社監査役会が会社法第 340 条に定める解任事由に該当すると判断した場合と定めております。

3. 監査報酬

第 50 期(2006 年4月1日～2007 年3月 31 日)における当社の監査法人に対する監査報酬は、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 15,500 千円であります。

4. 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

月1回の取締役会、必要に応じて臨時取締役会を開催した他、経営会議を月1回開催し、重要案件について迅速・適切な意思決定をいたしました。

また、IR活動につきましては、適時開示を行い、積極的なIR活動や会社説明会を通じて株主、投資家に「開かれた、透明感のある企業」として認識していただくよう努めております。さらに、コンプライアンスについては、顧問弁護士等社外専門家の助言を取り入れ、経営に法的規制が働く仕組みを構築しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身 による 説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	年2回（5・11月）開催しております。
IR資料のホームページ掲載	なし	決算短信、決算説明会資料などの情報を掲載しております。 http://www.kadoya.com/

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	工場での環境保全活動等に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動憲章に規定しております。

Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【経営理念】

私たちは、お客様に常に感謝の心を持ち、安心・安全かつ価値あるごま製品を提供することで、健康でより豊かな食生活に貢献します。

【企業行動憲章】

かどや製油株式会社の全役員及び従業員は、「私たちは、お客様に常に感謝の心を持ち、安心・安全かつ価値あるごま製品を提供することで、健康でより豊かな食生活に貢献します。」という経営理念の基に、「食」という健康に関わる事業に携わる者として、企業の社会的責任を自覚し、すべての法令等を遵守すると共に、社会的良識をもって次のとおり行動します。

- 1 安全で高品質の商品を提供します。
- 2 公正で、自由、透明な競争を行います。
- 3 企業情報を適宜適切に開示します。
- 4 環境問題に積極的に取り組みます。
- 5 職場の安全対策に努めます。
- 6 個性と能力を活かせる職場の形成に努めます。
- 7 地域社会との交流を大切にします。
- 8 反社会的勢力に対し、利益を供与しません。
- 9 関係各国・地域の発展に貢献します。
- 10 秘密情報を適切に管理します。

なお、全役員および役職者は、この企業行動憲章の精神を実現することが自らの役割であることをよく認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。

万一この企業行動憲章に違反する事案が生じたときは、社長を先頭にして会社を挙げて問題の解決に当たり、原因の究明、再発の防止に努めます。さらに、生じた事案について、社内外に対し、迅速かつ確かな情報公開を行い、その説明責任を果たすと共に、社長を含め関係従業員を厳正に処分します。

【業務の適正を確保するための体制】

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 経営理念、企業行動憲章、コンプライアンス規程等のコンプライアンス体制に係る規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

(2) コンプライアンス体制の運用と徹底を図るため、管理部門担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。また、コンプライアンス委員会が中心となって取締役及び使用人に対しコンプライアンス教育・啓発を行う。

(3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス委員会を情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。

(4) 監査役及び、内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室は連携し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発

見・防止とプロセスの改善に努める。また、監査役及び監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、文書管理規程その他関係規程に従い、適切に保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として経営危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。万一不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等社外専門家の助言を得ながら迅速な対応を行い、損害の拡大防止と、損害を最小限に止める体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務以上の役員で構成する経営会議で議論し、その審議を経て執行決定を行う。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これらの規定に従って執行する。

(3) 執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の機能を強化すると共に、責任の所在を明確にし、業務執行を円滑に行う。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と関係会社とは、法令及び社会規範を遵守した適切な取引を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役は、取締役会等において、担当する業務の執行状況を出席した監査役に報告する。

(2) 上記(1)に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、経営陣と定期的に意見交換会を開催する。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【 参考資料：模式図 】

